

会議名称	令和元年度第2回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	令和元年7月29日(月) 14時00分から16時40分まで	
場所	杉並区役所 第4会議室(中棟6階)	
出席者	委員	長谷川会長、阿部委員、井口委員、石川委員、井上委員、桐野委員、庄司委員、堤委員、三田委員、山崎委員、奥山委員、國崎委員、新城委員、関口委員、富田委員、松本委員、加藤委員、佐藤委員、細川委員、水町委員
	実施機関	高橋産業振興センター事業担当課長、武井保育課長、河合障害者施策課長、塚田住宅課長、佐々木建築課長、小松環境課長、近藤防災課長
	事務局	喜多川情報・行革担当部長、吉川情報システム担当課長、高倉政策法務担当課長、塩畑情報政策課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 杉並区情報公開・個人情報保護審議会 [制度概要・関係例規] ・資料2 令和元年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料3 令和元年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項
	当日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員名簿 ・会議次第

【会議内容】

1 令和元年度第1回会議録の確定

2 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第5号	平成30年度 杉並区情報公開制度実施状況報告について	報告了承
報告第6号	平成30年度 杉並区個人情報保護制度実施状況報告について	報告了承
報告第7号	平成30年度 中央電子計算組織処理状況報告について	報告了承
報告第8号	平成30年度 小型電子計算組織利用報告について	報告了承
報告第9号	農福連携事業に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第15号	農福連携事業に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第16号	農福連携農園業務システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
報告第10号	保育所補助等に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第17号	認証保育所等入所補助金事務処理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定
報告第11号	幼稚園就園奨励に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第18号	私立幼稚園等保護者補助金算定システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定
報告第12号	障害児通所支援事業に関する業務の登録について(追加)	報告了承
報告第13号	空家等対策の推進に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第19号	空家等対策の推進に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第20号	空家等対策の推進に関する業務の外部提供について(新規)	決定

諮問第 21 号	空家等行政代執行費用徴収管理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
報告第 14 号	地域防災コーディネーターの管理及び運営連絡会に関する業務の登録について（新規）	報告了承
諮問第 22 号	地域防災コーディネーター及び運営連絡会管理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定

<p>情報・行革担当部長</p>	<p>本日は御多用の中、当審議会に御出席いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。本日の審議会は、任期満了に伴います委員改選後初めての会合でございますので、会長が選出されるまでの間は私が進行を務めさせていただきます。情報・行革担当部長の喜多川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それではお手元に配布してございます会議次第に基づきまして、進めさせていただきます。</p> <p>次第2、委嘱状の伝達です。皆様には、今回委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。委嘱状ですが、席上に御配布してございますので、御確認をいただければと存じます。</p> <p>委嘱にあたりまして、誠にせん越ではございますが、私から一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>杉並区には皆様のほうがよく御存じかもしれませんが、審議会という名前の付きます非常に多くの附属機関がございまして、その中でもこの杉並区情報公開・個人情報保護審議会については、昭和62年に設置されており、大変歴史のある審議会でございます。既に30年を越えまして、杉並区の情報公開制度、個人情報保護制度の適正な運用について、皆様に活発な御審議をいただいております。その間には数多くの貴重な御意見を賜りまして、数々の施策に反映してまいったところです。</p> <p>さて、昨今の情報政策をめぐる状況ですが、国におきましては、平成30年6月に「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を策定いたしまして、ICTを活用した社会システムの改革に取り組んでおります。当区におきましても、AI、RPA等の新たなICTを活用した業務の効率化、住民情報系システムの再構築、オープンデータの利活用の推進等の取組を進めておりまして、情報を取り巻く環境は絶え間なく変化しているところです。</p> <p>そうした中、杉並区といたしましては、区が管理する情報、取り分け個人情報の保護については、最大限の配慮を行って、適正かつ厳格な管理運用に努めているところです。この姿勢は今後とも変わってくることはございません。委員の皆様におかれましては、こうした区の姿勢を御理解いただきまして、様々な御意見、お知恵を頂戴いただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次第3です。審議会委員の自己紹介と事務局職員の紹介に移らせていただきます。最初に、今期の委員の皆様簡単な自己紹介をお願いしたいと存じます。なお、本日は柴田委員から欠席との御連絡をいただいております。お手元に名簿を配布してございますので、名簿の順に誠に恐縮ですが、阿部委員から一言御紹介をそれぞれお願いしたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>各委員から自己紹介</p>
<p>情報・行革担当部長</p>	<p>どうもありがとうございました。続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。(事務局職員の紹介)</p> <p>次に、次第4、会長及び会長職務代理の選出に移らせていただきます。会長の選出ですが、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第4条第1項には、会長は委員の互選によると定められてございます。いかがいたしましょうか。</p>

	御意見などございましたらどうぞ手を挙げてください。
委員	前回まで会長をやっておられましたので、長谷川委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。
情報・行革担当部長	ただいま長谷川委員を会長にとの御意見でございますが、いかがでございましょうか。皆様よろしゅうございますか。
(異議なし)	
情報・行革担当部長	ありがとうございます。それでは長谷川委員が会長に選出されましたので、これからは長谷川委員に進行をお願いしたいと存じます。それでは会長のお席にどうぞお移りください。それでは長谷川会長、一言御挨拶いただければと存じます。
会長	<p>ただいま、会長に選任されました長谷川武弘でございます。数年やっていますが、未だに不慣れですので、是非とも皆様方の御協力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>引き続きまして、会長職務代理の選出です。会長職務代理は、会長に事故があるとき、代わりを務めていただく方ですが、審議会条例第4条第3項によりまして、会長が指名することになっていますので、私から指名させていただきます。つきましては、区の事情にも通じておられる佐藤委員にお願いしようと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
職務代理	それでは引き続き、職務代理を担当させていただきます。よろしくお願ひいたします。
会長	それでは、次第5に移ります。審議会の所掌事項等について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。
審議会の所掌事項等について	
情報政策課長	審議会の所掌事項等について説明する。
会長	ただいまの説明について、御質問のある方はいらっしゃいますか。
委員	2つ質問と会長に1つお願いがあります。まずは、今日、諮問されることになっている特定個人情報保護評価ですが、諮問の項目には上がっていますが、その内容について、資料が配布されていません。その理由はなぜでしょうか。
情報政策課長	制度導入以降、特定個人情報保護評価については、部会において事前の御審議を頂くことになっています。部会の審議を経た資料を、審議会の皆様に配布することとしています。したがって、今回は皆様の所に配布はしていません。
委員	続けてです。部会で審議するということですが、その日程が事前に分かるのでしょうか。例えば、区のホームページに掲載等するのでしょうか。また、その傍聴の機会は得られるのかどうかということと、もう1つ、私たち審議会のメンバーは資料もいただけないわけで、部会で審査するとなると、いつの時点でそれを見て、それに関して質問をする、意見を言う等の機会が担保されているのかどうか、そこをお願いします。
情報政策課長	事前にホームページ等で日程を公表していないことについてですが、部会の公開については、現在、条例に特段の定めがございません。専門的かつ詳細な点検というのは、これまで部会でしていただいている状況となっていましたので、区民の皆さんにいつ部会を開催します、聞きに来てくださいということは、特段お知らせはしてこなかったという状況です。
委員	今のことについて、続けて質問です。個人情報保護条例等は、原則公開です。

	この審議会も公開ですし、杉並区は公開もさることながら、情報提供もかなり23区の中では進んでいる方です。だとするならば、ちゃんと日程を先に知らせて、関心のある方が傍聴に来られるようにするべきではないでしょうか。その部会の中で個人情報そのものを扱うということは、多分ないはずですから、秘密会にすることはないわけです。条例に規定はないのであるならば原則公開にすべきではないですか。
情報政策課長	個人情報の中には含まれてはいませんが、セキュリティに関する情報が含まれているところがあるという認識でいます。今までは特段の定めがなく、審議会でも御審議いただいてこなかったのが、部会については傍聴ができるようにはしてこなかったという状況です。
委員	では最後に、会長にお願いがあります。今のことも是非、公開に向けてお願いしたいということと、この資料そのものなのですが、私たちがいただいている資料もできれば、例えば2日前ぐらいにホームページに載せていただくと、傍聴しようかなと関心のある方が、このテーマだったら聞きに行こうとできると思うのです。既に区議会ではそうなっていますが、是非、そういったことを御検討いただきたいと思います。よろしくをお願いします。
会長	事務局で今の件について、更に何か検討してあることがあれば、お願いします。
情報政策課長	審議会の資料等については、現在、審議会の後に閲覧できるようにしていますが、必要であれば今後、検討はさせていただきたいと思います。
委員	<p>特定個人情報保護評価について、コメントしたいと思います。私はもともと特定個人情報保護評価の立案、制度設計を内閣官房でやっていたので、その経験を踏まえて各自治体で、この評価の第三者点検等を行っています。そういった観点からコメントさせていただければと思います。</p> <p>特定個人情報保護評価というのは、評価書を御覧いただければ分かると思うのですが、非常に難しい感じに現状ではなっているのですけれども、本来の意図としてはそういうつもりではなかったのです。評価書の様式がちょっと分かりづらくはなっているのですが、本来はマイナンバーを取り扱うに当たって、住民の意見や専門的知見等、いろいろな観点からチェックを入れるという仕組みになっています。</p> <p>そのため制度設計としても、住民の意見をきちんと聞くという仕組みを担保しています。全項目評価書については、パブリックコメントを実施するように義務がかかっています。このパブリックコメントについては、現状ではあまり意見は来ていない状況ではありますが、変な話ですが、私がここの委員になる前に杉並区の特定個人情報保護評価に、パブリックコメントで意見を出したこともあります。他の自治体のパブリックコメントに意見を私個人で出したこともあります。ですので、一般住民に開かれていない制度ではなく、逆に意見は言えるということが担保されている制度だと思っています。</p> <p>第三者点検部会の意義については、やはりマイナンバーを取り扱われるのは本人ですから、住民の意見というのが非常に重要になってくるわけです。それに加えて、専門的知見からのチェックというのも必要だろうということで、全項目評価書については、第三者点検が法律上義務付けられています。第三者点検においては、マイナンバーを取り扱うことで、どういうリスクがあるのか、</p>

	<p>そのリスクを踏まえて十分な対策を取っているかというのを評価書に書くわけですが、その際に例えばこういうリスクがあって、こういう措置を取っていますというときに、それを言ってしまうと逆に穴を突かれてセキュリティリスクになり得ることもあるのです。ここにシステムが置いてあります、ここにサーバーが置いてありますという実態を評価書に書いて、テロにあたりしてシステムダウンに繋がってしまうなどという自治体を私も現に見たことがあります。</p> <p>公開することでかえってセキュリティリスクになることもあるけれども、それも正直に評価書に全て書き、第三者点検においてはそれもチェックした上で、一般公開すると悪い人に穴を突かれてしまう部分について黒塗りして公開するということになっています。第三者点検部会においては、例えば委員からこの対策で十分ですかというような質問があったとしたときに、区からそういう悪い人が聞いたら逆に穴になるような補足説明等が出る可能性もあるというところで、一般公開をどんどんしていくべきだと 100%は言えない。セキュリティリスクも踏まえて、守秘義務を負っている人で検討する、率直にセキュリティリスク等を考えずに、その場ではとりあえず実態を踏まえてきちんと検討した上で、公開する段階になってセキュリティリスクがあるところは、墨塗りするというのをやる場所だと考えています。</p>
会長	ほかに御質問のある方はいらっしゃいますか。
委員	質問というかお願いなのですが、障害者の場合はパブリックコメントを求められていても、その情報がちゃんと伝わっているかどうかという確認がなかなか難しいと思うのです。見える方はパソコンを見たり、広報を見たり等できますが、見えない方、聞こえない方については情報が点字であるのかどうか、個人情報のいろいろな情報を見たいと思っても、見られる資料があるのかどうか分かっていないと思うので、できたら私たち障害者団体のほうに出向いていただいて、審議会があるので、聞きに来てくださいと、その内容に関しての説明に来ていただければ区民全般に伝わるのではないかなと思うのですが、その辺の検討をお願いできないでしょうかという意見です。
会長	ただいまの御要望、御意見について事務局で何かありますか。
情報・行革担当部長	ごもっともだと思いますが、当審議会だけではなく区政全般に関わることだと思いますので、そういった御意見があるということで承らせていただきます。
会長	よろしくお願いします。ほかに御質問はありますか。ないようですので、次に次第6に移らせていただきます。審議会条例第7条の2第1項に基づきまして、設置する部会について、事務局から御説明をお願いいたします。
情報政策課長	これまで審議会条例第7条の2第1項に基づき設置された部会として、「杉並区特定個人情報保護評価第三者点検部会」及び「杉並区住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会」があります。第三者点検部会においては、特定個人情報の取扱いについて、運用監視部会においては住基ネット及び情報提供ネットワークシステムに係る適正な運用について、情報セキュリティの専門的な知識に基づいて御審議いただきました。これらの部会の所掌に関する事項については、引き続き部会にて事前の御審議を頂き、その結果を踏まえて審議会にて審議、答申を頂きたいと存じます。
会長	ただいまの御説明にもありましたように、諮問の内容によりましては検討に時間が掛かるもの、専門的な知見を必要とするものがあります。そうした案件

	<p>については、その場で答申を行わずに審議会と審議会の間で専門の部会を開いて、時間を掛けて検討し、その結果を受けて改めて審議し、結論を出す。こういう方法を取っています。事務局からの説明では、第三者点検部会及び運用監視部会については、これまでどおりの運用としてもらいたいとのことですが、これに対して御意見、御質問はありますか。</p> <p>特にないようですので、事務局から御説明がありましたとおり、審議会の部会として、「杉並区特定個人情報保護評価第三者点検部会」、「杉並区住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会」を設置することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>特にないようですので、そのようにさせていただきます。</p> <p>続きまして、第三者点検部会及び運用監視部会の部会長及び部会の委員について、こちらは審議会条例第7条の2第2項に基づき会長が指名することになっています。まず第三者点検部会の委員ですが、これまで当審議会の学識経験者で構成していたので、引き続き学識経験者の加藤委員、佐藤委員、細川委員、水町委員、私の5名で部会を構成したいと思います。部会長については、引き続き水町委員を指名したいと思います。</p> <p>続きまして、運用監視部会の委員ですが、こちらについてもこれまで当審議会の学識経験者で構成してきましたので、引き続き学識経験者の5名で部会を構成したいと思います。部会長については、引き続き佐藤委員を指名したいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>次に、次第7に移らせていただきます。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますように、前回の会議録の確定を行います。その後で報告・諮問事項の審議をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。まず、はじめに会議録の作成方法、令和元年度第1回会議録について、事務局から御説明がありましたらお願いいたします。</p>
情報政策課長	会議録の作成方法について説明する。
会長	ただいま事務局から、会議録の作成方法について御説明がありましたが、従前どおりの方法でよろしいでしょうか。
委員	問題ないのですが、以前からちょっと疑問で、どこかで伺おうと思っていたのですが、この会議自体公開ですよ。一般の人に公開なのに、議事録になると我々の名前が削られる、その目的とか理由は何なのですか。ほとんどの自治体は、多分そうやっているとは思いますが。
情報政策課長	附属機関等の会議記録の作成要領に則って作成しているのですが、そこで発言者については、区の職員や会議を進行する者以外については、委員のお名前は削ってお出しするということになっているので、「委員」と記載させていただいています。ただ、案の段階では皆さんが確認しやすいようにお名前を載せているという状況です。
委員	要領は、内規ですよ。法的根拠はないですよ。前からそれが疑問だったのです。私は別に自分の発言について、名前を出してもらって一向に構わないなと思っていたのですが、内規がそうなっているからとおっしゃるのですが、要領だから全く法的根拠がないのではないかなど。
情報・行革担当部長	作成方法につきましては、要領と申し上げましたけれども、必要な情報がしっかりそこに記載されているということは当然のことですが、その他の今、御

	質問のあった内容などについては、私どもに一任させていただいています。
会長	従前の慣例ということもあるかと思いますが、事前にお配りするものについては、内容を確認しますのでその段階で、どなたが発言したかが分かるようにしておいたほうが良いということで、名前が入っています。公表するものについては、単なる「委員」という形でなされていますが、これはどの委員がしゃべったかということが分かった場合に、何か不都合が生じる可能性もあるように思われるので、これは実際に起きていないので分かりませんが、そういう危惧があるのでそれを避けたいということはあるのではないかと考えていますが、よろしいですか。
委員	構わないのですが、自分の所で決めているのだから、お前らが言うことではないと言われていたような気がするのですよね。何かそれはちょっと違うのではないかなと思いますね。会長がおっしゃる主旨は、よく分かるのですが、それを含めて公開にしているわけですよね。やはり我々は当然、委員を引き受けて発言するわけですから、決してそこで無責任な形で言うつもりもないと思うのですが、皆さんいかがでしょうか。
会長	発言内容によっては、どの委員がしゃべったかが漏れないほうが良いと思ってしゃべっている方もおられるのではないかなという事は思いますが、それを公表するのがいいのか悪いのか、これはそれぞれによって違うと思います。したがって、その一般的な話としては、名前を公表しないほうが、公表したからといって不都合のある人はいないかなと思いますが、ただこんなところに自分の名前を出されるのは嫌だという委員もおられるかもしれません。そういうことも考慮して、今、私がそういう発言をしたのであって、皆さんが名前を出せと言うのであったら、それを区でもう一度、検討していただくこともやぶさかではないのですが、いかがでしょうか。
委員	委員のおっしゃっていることは、もっともだなと私も思っています。もともと名前が伏せられるということにも、疑問はありました。私は、名前を公表していいのではないかなという立場であります。皆さんは、いかがでしょうか。
委員	今、委員からもありましたように、公人として出席している議員はそうありますし、他の区民委員の方々も選ばれてここに座られているわけだと思いますので、何か御異論があれば、是非、おっしゃっていただきたいと思うのですが、傍聴も受け入れていることですから、この場での発言に関して、名前を隠す積極的な理由はないかなと意見を申し上げます。
会長	ほかにありますか。
委員	私も基本的に発言者の名前を記載するのは、賛成です。今回、どういう議論がされているのかということで、過去の議事録を遡ったら、やはり名前がなくて、誰がどういう発言をしているのかという文脈が取りづらい部分もあったので、名前を付けて公表するという事は、ありなのではないかなと思っています。逆を言えば、先ほど、会長もおっしゃられたのですが、例えば個人情報の件で、名前を公表して何か問題があるというところは、逆に事務局として考えられる部分というのは何かありますか。こういった議論をしたときに、名前を出して委員が発言をして、それが後ほど何か問題になる等あれば、具体的なものがあれば教えていただければと思います。
情報・行革担当部長	まず情報政策課長から、なぜこういうつくりをしているのかというのは、御

	<p>説明申し上げました。それで今後のことですが、杉並区の要領で決められたものですので、他の会議体との整合もあります。この場合はちょっと、今、皆様の御意見をいただきましたが、各種団体からお見えの方もいらっしゃいますので、全体の調整をさせていただきたいと思います。それと先ほど申し上げたように、全ての会議体における会議録のあり方にも関わってきますので、この場ではお預かりをしたいと思います。</p> <p>それから、会長が先ほど、多分こういうことではないだろうかというお話をさせていただきましたが、私もそれを感じています。現在のインターネット社会において様々なリスクを背負っているわけですから。各種団体から御推薦をいただき、それ相応の責任を持って当審議会に御参加していただいておりますが、一般の区民の方からの選出で来ていただいている方もいらっしゃいますので、そこはこの場で、こうするべきだというのは、こちら側としては、結論は出せないということを御理解いただきたいと思います。</p>
委員	<p>まず審議会がたくさんあるという話ですが、であるならばこそ、この審議会こそがそのスタート、嚆矢となるべきだと思います。</p> <p>それから、1つ提案ですけれども、個人名を書くのはさすがに進み過ぎだと思うのであれば、記号でやるところから始めるという方法もあるかと思います。そうすれば少なくとも文脈は拾いやすいかと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。事務局から、検討事項にさせていただきたいという話がありましたので、ただいまのことについて、特に区民委員の方で御発言ある方がいらっしゃれば、お聞きしますが。</p>
委員	<p>私自身は名前を出すのは全然構わないのですが、私の代わりにここに座る方の意見というのは、また違うかもしれないので、そのときになった方の意見になってしまうかなと思います。私は全然、出されても構いませんが。</p>
会長	<p>ほかにありますか。</p>
委員	<p>やはり、区の中に様々な附属機関、会議体があるかと思います。そういう中で、区で基準を持って、この間、進めてきたという経過もありますので、この場で即判断することではなく、区で持ち帰っていただいて、他の会議体等も含めて、御検討いただくというのが、適切かなと思います。</p>
会長	<p>ほかにありますか。今、職務代理から助言がありました。名前を出してもいいという方は、挙手していただけますか。(10名程度挙手) 分かりました。名前を出さないほうがいいのかという方は、挙手していただけますか。(挙手なし) 分かりました。何かご意見がある方はいらっしゃいますか。</p>
委員	<p>私は目立ちたがり屋なのでいいのですが、PTAって後ろ向きの方が多いので、有名税等欲しくない方が本当に多いのです。できれば意見は言いたいけれどもという方に対しては、今の制度のほうが有り難いなどは思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p>
委員	<p>もちろん個人個人で意見が違うというのはあると思うのですが、この仕事というのは、やはり公の仕事なのです。だから、それを個人の感情で残念ながら常に隠せるわけではない。委員だということは、当然、公表されているわけですから、何でも匿名でもものが言えるとインターネットの世界になってしまうわけで、それが必ずしも望ましいわけではないですし、仕事の性質からしたら、公になっても当然、仕方がないもの。だから委員名が公開されているわけじゃ</p>

	ないですか。そこは仕事の性質上、しょうがないのかなという気はします。
会長	<p>大方の御意見というものが、大体、お分かりいただいたと思いますので、事務局でもう一度、検討していただきたいと思います。この件は、その程度にさせていただきます。</p> <p>前回の会議録について、御説明がありましたが、この会議録について修正すべき点、その他補足等がありますか。</p> <p>特になさそうですので、この会議録については、委員名を削除した形で出させていただきます。そういうことで、事務局はよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは次第8に移ります。事務局の情報・行革担当部長から諮問文を読み上げていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
情報・行革担当部長	諮問文を読み上げて会長に渡す。
会長	<p>ただいま担当部長から諮問をお受けしました。</p> <p>ところで、当審議会の審議の進め方について、従来からのルールというものが有りますので、説明させていただきたいと思います。御協力をお願いしたい事項は、3つあります。</p> <p>まず第1に、諮問については質問と意見を分けて審議するという事です。質問と意見が混じりますと、整理がつかみませんので、当審議会の意思を明確にするために、はっきりと分けています。御質問は御自分だけが理解するためだけでなく、ほかの委員にもその問題点を共有していただけるように、明確に分かりやすく広い視点からお願いしたいと思います。そして、質問が出尽くしたところで、議事進行の都合によりまして、質問を打ち切らせていただきます。その後は、御意見だけを頂戴する、このようなやり方で進めていきます。</p> <p>第2に、諮問に対する意見の内容についてです。当審議会では、区で予定されている事業について、個人情報保護の観点から、適正であるかどうかについて承認するか、あるいは不承認とするか、区長から意見を聞かれています。御意見は、例えば諮問事項について承認する場合に、こういう条件でやってもらいたいということを付けたり、あるいは不承認の場合は、その理由を述べていただきたいと思います。御意見を頂戴した後は、審議会条例第6条第2項の規定に基づき、出席委員の過半数で決めます。可否同数のときは、会長が決めることになっていますので、よろしくお願ひいたします。また、先ほどのとおり、当審議会ではその事業が個人情報保護の観点から、適正であるかどうかについて意見を聞かれています。したがって、その事業は効果がないから止めたほうがいい、その事業をやるためにはこう考えたほうがよいという御意見を頂く場合が、他の審議会等でも時々見受けられるようですが、このような御意見は御遠慮いただきたいと思っています。当審議会としては、諮問を受けていませんので、この点どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>第3は、発言の際の留意事項です。これは会議録をきちんと作成するために大切なことですので、発言は大変恐縮ですが、まず挙手をしていただき、私から指名させていただき、発言するようにお願いします。会長の指名を受けないまま、複数の方が同時に発言したり、またその内容によって議論に熱が帯びてきたりしたときに、会長の指名を受けずにキャッチボールを始めたりしないようにしてください。また不明瞭な話し方もしないようにお願ひいたします。特に説明に不応の実施機関、事務局の方は説明を急ぐあまり、このようなことが</p>

	<p>見受けられますので、特に御協力をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、会議次第の裏面です。報告・諮問事項の一覧に従いまして、審議をしていきたいと思ひます。</p>
<p>諮問第 23 号～諮問第 29 号</p>	
会長	<p>はじめに諮問第 23 号から諮問第 29 号についてです。先ほど、次第 6 で当審議会として、これまでに引き続き「杉並区特定個人情報保護評価第三者点検部会」を設置することとしました。したがって、これら 7 件の諮問については、特定個人情報保護評価書（案）について、区民の意見の聴取を行った後、当審議会の学識経験者で構成する部会において、第三者点検を行い、その内容を次回の第 3 回審議会にて、部会から報告を受け答申することとします。また部会長についても、先ほど指名したとおり、水町委員をお願いすることとし、部会の運営については、部会長に一任したいと思いますので、よろしいでしょうか。</p> <p>今の点、事務局から補足する点はありますか。</p>
情報政策課長	<p>事務局から補足させていただきます。特定個人情報保護評価書の案については、8 月 1 日から 8 月 31 日までの 1 か月間区民意見の聴取を行います。また、今回は住民基本台帳に関する事務のほか 6 事務の全項目と重点項目の評価となっています。評価実施の理由としては、令和 3 年 1 月に、基幹業務を担うコンピュータシステムを新たなシステムに入れ替えることに伴い、新システムにおけるリスク評価を事前に実施する必要があることから行うものです。</p>
会長	<p>ありがとうございます。事務局で、部会長と調整した上で部会を開催して下さるようお願いいたします。</p>
委員	<p>初回なので分かっていないだけだと思うのですが、意見聴取をする際に何を提示して、特定個人情報保護評価をしてもらうかという、何をj見せるのかというところが我々に提示されている資料の中に見えていないので、口頭で構いませんので、どういったものを見せた上で意見聴取をするのか。空だと何も意見は出てこないと思うので、そこは形骸化していないかという点だけ、チェックさせていただければなと思ひています。</p>
情報政策課長	<p>先ほど、委員の御質問の中にもありましたが、区民の方に向けたパブリックコメントを 8 月 1 日から行いますが、それについては申し訳ありませんが、今日は皆様にはお配りはしていません。内容も多く、専門的な審議をしていただくというところでは、一旦、区民の方や部会の意見を頂いたものを、次回、皆様に見ていただくという形にしています。今日は皆様には、お配りはしていないという状況です。</p>
委員	<p>パブリックコメントを出すのに見るものが、今、手元にない理由はさっき確かにおっしゃっていたと思うのですが、8 月 1 日から区民はどのような資料を見てパブリックコメントを出すのかという仕組みがちょっと見えていないのですが。</p>
情報政策課長	<p>区のホームページにパブリックコメントの御案内を載せ、詳細については、あわせて掲載する全項目評価等の資料から御確認頂けます。また、区の施設等に、それぞれ印刷した資料を置いて、それを見て御意見を頂けるようにはしています。</p>
委員	<p>分かりました。では 3 日後の 8 月 1 日になれば、私たちも含めてホームペー</p>

	ジ上で確認はすることができるということによろしいでしょうか。
情報政策課長	そのとおりです。
会長	それでは、今の第三者点検の関係は、よろしく願います。 続きまして、報告第5号から第8号について、事務局から御説明をお願いいたします。
報告第5号～報告第8号	
情報政策課長	報告第5号、報告第6号について説明する。
情報システム担当課長	報告第7号について説明する。
情報政策課長	報告第8号について説明する。
会長	ただいまの御説明について、御質問のある方はいらっしゃいますか。
委員	大きく2点質問させてください。1つ目は報告第5号についてなのですが、ローデータを見てみると、かなりの割合で区長の予定を公開してほしいという請求が出てきているかなと思っております。毎日出ているというところと、日によっては1日何回か出てきているのがあるのですが、これは特定の方が請求されているのか、それとも1日何回かというときは、いつものこの人たちが請求してきているかという、この辺りの状況についてお答えいただける範囲で教えていただけますでしょうか。
情報政策課長	情報公開の内容等については、どなたが請求したとか、どういう理由で請求したというのはお答えできませんので、個別の案件については遠慮させていただきます。
委員	それについては、おっしゃるとおりだなと思います。一方で、一定の区長の予定を確認したいというニーズがこの請求からも明らかになっているところを鑑みると、区長の予定に関しては今公開している範囲で常時公開していく、昨日の予定が今日上がるというようにしていったほうが皆幸せなのではないかなという請求状況に見えますが、これについていかがでしょうか。
情報政策課長	それについても、コメントは控えさせていただきます。
委員	報告第5号に関して最後に、区長の予定表に関してだけでなく、多くの場合で一部公開という決定がなされていて、この一部公開の何が非公開なのかというのは右の列に書いてあると読み込んでいます。大半の所に個人情報という言葉が付いてきていて、区長の予定表を例に挙げると、どの程度の粒度で出ているのかということにもよるのかと思うのですが、ここで言っている個人情報というのは区の個人情報保護条例第2条1項の定義の個人情報のことを言っているのか、それとも、もうちょっと広汎に取っているのかということだけ教えていただければなと思っております。
情報政策課長	個別の案件ではなくて考え方については、個人情報保護条例に基づいて業務を行っていますので、その範囲で考えています。
委員	報告第8号についてなので、システム担当課長への質問になるかと思いますが。現状、各課で利用しているサブシステムが337業務あるという記載内容だったかなと思うのですが、先ほど情報政策課長から、令和3年1月から新システムのカットオーバーを予定されているというお話があったかと思いますがけれども、共通基盤システムとか共通業務システムという形でRFIを出されているこの辺りのシステムに、各課で使っている、ある意味スタンドアロンで別々

	に走っているサブシステムは一定程度統合されていく予定なのかどうか。統合されていくのであれば、どの辺りが統合されていくシステムなのかというものの範囲は取れているのか、これだけ最後に教えてください。
情報システム担当課長	令和3年1月からは、主に共通基盤システムを経由して業務システムがデータ連携するという形になる予定です。システム入れ替えは、現在、中央電子計算組織で稼働しているシステムがメインでして、小型電子計算組織は数システムを除いて入れ替えはしません。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	確認です。先ほど、情報政策課長が答弁された、個人情報保護条例に基づく個人情報と確かおっしゃったと思うのですが、ここは情報公開条例の話かなと理解いたしました。ですから、情報公開条例に基づく個人情報というのが規定されているかと思えますので、それが非公開に該当したということだと思えましたので、確認でちょっとお伺いしたいのですけれども。
会長	事務局、いかがですか。
情報政策課長	大変申し訳ございませんでした。情報公開条例の個人情報の定義の所を確認して、事務処理をしているという内容に訂正させていただきます。
会長	よろしいですか。
委員	同じ所で私もお伺いしようと思っていました。委員の質問の趣旨は、その個人情報の定義は個人情報保護条例の個人情報と一緒になのか、それとも違う概念で扱っているのかという質問の趣旨だったと多分思うのですが、その点はいかがでしょうか。
情報政策課長	個人情報保護条例と、情報公開条例の指している個人情報の範囲が異なるかという質問ということですか。分かりました。基本的には、情報公開条例と個人情報保護条例の個人情報という意味合いについては、定義は重なるものだと認識しております。
会長	よろしいですか。
委員	では、例外はあるのですか。基本的にはとおっしゃるということは、例外は存在するのですか。
情報政策課長	個別具体的に、一つ一つの案件を条例等に照らし合わせながら処理させていただいておりますので、異なるところはあるかもしれませんが、そのように判断はさせていただいているということです。
会長	同じ定義でない場合があるということですか。
情報政策課長	今までの事案では、私は承知していないというところでは。
政策法務担当課長	補足です。右側に書いてある非公開理由の所ですが、杉並区情報公開条例でいう第6条の各号に列記されている非公開の事由、第1号から第5号までそれぞれあるかと思えますけれども、これのどこに当たるものかというのを表しているものだと思います。正に第6条第2号が、非公開事由の中でも個人情報に該当するもの、もう1つは特定の個人、識別情報には該当しないのですが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの、これに該当するものが個人情報として非公開にしているものです。委員がおっしゃっていただいた個人情報保護条例のほうの個人情報の定義については、正にその前段の部分、個人に関する情報というところだけは一致しますが、その後の識別情報に当たらないけれども、なお個人の権利利益を害するものというのは、

	情報公開条例上の第2号の個人情報に含まれていますので、そういった意味では一致しないところがあるということになろうかと思いました。
委員	御丁寧な答弁、ありがとうございます。理解できました。
会長	ほかに御質問がないでしょうか。
委員	<p>何点か質問させていただきたいと思います。これだけの情報公開請求があつて、結果としてはこのような状況になっているということで、また、これは自己情報のコントロールに関わることで、今回、訂正請求もあります。決定が非訂正、一部公開、公開等があるという状況なのですが、まず1点目は、自己情報の訂正請求に対する非訂正の理由です。請求に理由がないという記載になっていますが、もともと請求者の請求の中に理由がなかったのか、教育委員会の判断として請求に理由がないものとして判断されたのかという点が1点です。</p> <p>次に、これは全体に関わることなのですが、自分たちが情報公開したのになかなか出されていないということに対する不服申立てということもできると思います。それに対する件数が全く書かれていないのですが、これはどのような状況になっているのか。不服申立てや審査に関する件数等も書いたほうがよいのかなと私は思うのですが、その点についての見解を求めたいと思います。</p>
情報政策課長	審査請求に関する件数等については、おっしゃっていただいたとおり今回の報告の中には含まれてはいません。審査請求については、それなりに件数がありまして、順次取扱いをさせていただいているというところです。
委員	聞き方が悪かったと思います。情報公開請求で一部公開だったりということもあるのですが、それに対して、なぜ公開してくれないのかという不服の申立てとか、そういうことはなかったのかと。その件数は、ここには出てこないようにこれまでもされていたのかなということで、ちょっと確認させていただいているのですが、いかがでしょうか。
情報政策課長	情報公開、自己情報開示等請求がありまして、御本人にここの部分は出せないということを説明させていただきますが、そこで不服ということであれば、審査請求の制度があります。審査請求については、審議会ではなくて審査会の下で審査をさせていただいているという状況です。
委員	その件数は、ここには出す必要がないということで、これまでも処理されていたのかなと。その点なのですが、いかがでしょうか。
情報政策課長	今までは審査会の範囲ということで、こちらにはお載せしてこなかったということです。
委員	要望としては、情報公開請求でこれだけの件数が出ているわけですから、それに対してやはり不服で、そういう審査請求があったということ参考でもよいので、出すことが私は重要なのかなと思って、この件について確認させていただきました。それは今後の検討ということで、よろしく願いいたします。
会長	意見として伺っておきます。
委員	今の点は全く同じ意見で、審査請求の数が幾つかということとか、これは審査請求前置ですよ。だから多分、提訴はいきなりないですかね。そうすると、審査請求というものについては、通常は数だけ出していると思うのです。やはり、それによってしか、変な話ですが、区での情報公開がどのようにされているかということが、こちらはそれではしか推測できないので、どの程度審査請求まで上がっているのだろうという数自体は多分、公表しても問題ないですよ

	ね。だから、書いたほうがよいのではないかなと私もちょっと思います。
会長	意見として伺っておきます。
情報・行革担当部長	審査請求前置ではありません。
委員	では、提訴もあるということですか。
情報・行革担当部長	できます。
委員	そうですね、そうしたら、いずれにしても何となくそこで不満を持った人がどれぐらいいるのだろうということが、概略で見えるのがあったほうがよいのかなという気がするのですが、数として提訴は把握できないかもしれないのですが、審査請求までは出してもよいのかなという気はいたします。御検討ください。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	先ほども話題に上がったのですが、区長の予定表等で一部公開にほとんどなっているということで、個人情報の定義というのが条例で定められていることを考えると、他区等はこういった個人情報の定義になっているのかなというところが正直疑問に思います。杉並区はその部分の定義がかなり厳しいのか緩いのか、ほかの区、自治体と比べてこういった状況なのか伺えればと思います。
情報政策課長	大変申し訳ないのですが、他区の状況については、把握していません。
委員	分かりました。区長の予定表に関する請求について、個人情報と一部不存在という部分が非常に多くあると思うのですが、この一部不存在というのはどういうことなのでしょうか。
情報政策課長	不存在というのは、書類そのものがないということです。
委員	書類そのものがないということは、保存をしていなかったというのか、区長の予定表というものが普段こういった扱いをされているのか。例えば、そんなに勝手に捨てられてしまうものなのか、それとも公文書管理の基準も杉並区にももちろん規程でありますので、それにのっとってしっかり保管されているのかどうかということです。
情報政策課長	公文書については、基本的にはきちんと管理しているものということです。
委員	きちんと管理している公文書が一部不存在であるという認識でよろしいのですか。
情報政策課長	公文書であるか、公文書でないかという話もあるかもしれないのですが、今回は御請求いただいた時点では、既に廃棄されている文書だったものについて、不存在ということで回答させていただいているという状況です。
委員	一部不存在、存否応答拒否とか、個人情報を理由に公開しないとかというものの妥当性のようなものというのは、やはり気になるのだと思うんですね。ただ、それ自体はこの数字だけでは当然分からない。それで、先ほど私が申し上げたように、それぞれ全部処分ですので、それについて審査請求とか提訴ができるわけです。そういったものがどのぐらいなされているかということで、実際の運用がおおむね機能しているのかなということはこちらは推測するしかなくて、もしそれが機能していない、処分が不当であるとか違法であるということであれば、それこそ審査会のほうで、その辺は徐々にきちんとした形になされていくということなので、ここの審議会でその点を突き詰めるのは難しいのではないのかなと思うのですが。そうでないと、ここはどうなっているのだろうということに恐らくなってしまうのかなと思います。
会長	ほかに御質問はありますか。ちょっと時間が掛かっておりますので、この辺

	<p>で質問を打ち切らせていただきます。御質問は以上ということにさせていただきます。報告第5号から第8号までは、了承とさせていただきます。</p> <p>続いて、報告第9号と諮問第15号・第16号、報告第10号・第11号と諮問第17号・第18号、報告第12号について事務局から御説明をお願いいたします。</p>
	<p>報告第9号、諮問第15号・第16号 報告第10号・第11号、諮問第17号・第18号 報告第12号</p>
情報政策課長	案件について説明する。
会長	ただいまの御説明について、御質問のある方はおられますか。
委員	2点お尋ねいたします。1つは性別の情報の収集ですけれども、一番初めの農福連携事業では性別がないですが、後のほうの業務では性別が出てくるものもあります。収集の基本原則みたいなものを、まずお伺いしたいです。
情報政策課長	保育所補助等に関する業務、幼稚園就園奨励に関する業務のところには、「性別」が書いてありますが、こちらにつきましては従前から登録されている内容でして、今回新たに登録する内容では特段ありません。
委員	性別を収集するものとししないもので、何か原則が違うのでしょうか。つまり、原則は収集しないのだけれども、業務によっては、これは必要だから収集をするというふうに、あるときから変わったのか。つまり、昔はほとんど当然のごとく性別を聞いていたのだけれども、しなくなったのは何か原則の切換えみたいなものがありましたかということなのです。
情報政策課長	委員がおっしゃるとおりに、区としては必要最低限の情報を収集するという内容に変えております。
委員	もう1つです。情報を聞くときには、例えば保険証だとか、若しくはマイナンバーカードだとかいわゆる本人確認書類を見せていただいて確認するのか、それとも御本人に書いてもらって、それを登録するのか、どちらですか。
情報政策課長	収集する業務によって異なるとは考えております。
委員	はい、分かりました。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	2点に絞って質問させていただきます。各説明書の一番下の欄にセキュリティ対策として、パスワード管理によってパソコンを守るのだという趣旨の記載があるかなと思っております。ここ数十年、パスワードによって情報を守るのだというので続けてきておりますが、昨今はマイクロソフト社が、定期的なパスワード変更はセキュリティ上の意味がないみたいなことであったり、文字列を使ったパスワードによるセキュリティというものが、限界を迎えてきているという現実がかなり広まってきている中で、この先も杉並区としては、パスワードという文字列を使った本人認証の一本足打法で情報を守っていくのかどうかというのを、まずお伺いしたいなと思っております。
情報政策課長	使っているパソコン内の情報についてはパスワードで管理いたしますが、そもそも区のパソコンにつきましては、外部との関係で言えば、セキュリティ対策は、理論上も物理上も十分になされている環境下で、パソコンは管理されているという状況にあります。
委員	つまり、システムへのログインは文字列でやり続けるけれども、そもそもパソコンへのログインのときに、それ以上のセキュリティだとかを施しているの

	で、情報は守られているという認識という理解でよろしいですか。
情報システム担当課長	追加ですが、システムによりましては、指紋と静脈認証という方法を使いまして、2段階のセキュリティを掛けております。
委員	もう1つだけ質問させてください。個人情報登録票の各所に、個人番号を追加で取得しますというような内容で、今回は諮問していただいているのだと思うのですが、そもそもこのマイナンバーの導入の目的というのは、マイナンバーという数字さえあれば、従来別個に取得していた住所、氏名、生年月日みたいな情報であったり、あとは税額等の状況のような、多種多様な情報が、マイナンバー1つで取得できるということが、行政を効率化する上での大きなメリットであるというような形で、かなり力強く導入されていたものかなと思っております。その点から鑑みると、個人番号の取得を追加すると同時に、かなりの項目を削るような諮問が上がってくるのが妥当ではないかなと思うのですが、個人番号だけを追加で取得するとしているのは、段階的な措置の1歩目だからなのか、その辺りの御見解を伺えればと思っております。
情報政策課長	個人番号については、必要最低限の情報を区民から、証明書などを出していただかなくても確認できるというところがありますが、そこで何もかも全部持ってくるという情報ではないと認識しています。
会長	今の質問の中に、個人番号で分かってくる情報が多いので、この項目の中で削るものはないのかという質問も入っていたのですが。
情報システム担当課長	このたび追加で登録される個人番号はあくまで、数字の羅列です。この個人番号をキーとして、情報連携により、他自治体から個人の情報を収集することとなります。それによって個人の情報、税情報であるとか住基情報であるといったものをやり取りすることとなります。個人番号が新たに記録されたからといって、他の情報が要らなくなるとか、他の情報を登録する必要がないとか、そういったものではありません。
委員	おっしゃることはちょっと理解できてきたのですが、そうであれば逆に、話はグルッと一周して、個人番号は、では何のために取得するのかに戻ってしまうのではないかなと思うのですが、やはりスリムにしていくために、マイナンバーさえあれば、必要な情報を呼び出せるようなシステムのあり方があるべき姿なのではないかという中で、段階的な措置なのか、これがゴールの形なのか、御意見を頂いてもよろしいですか。
事務局	個人情報登録票に、どういう個人情報を登録してあるかということなのですが、けれども、こちらの場合は、こちらに記載のとおり、対象業務名が個人情報登録票に記載されておりまして、その業務でどういう個人情報を取り扱うか、その業務に必要な個人情報を区として責任を持って、税だったら税、氏名だったら氏名というのを収集する。それで、どういうものを収集しているかという記録をする帳票になっております。 したがって、個人番号を登録して、それで全部調べられるから個人番号だけ載せておけばいいという問題ではなくて、その業務でどういう情報を、区が記録して管理しているかということを明確にする帳票ですので、個人番号が載ったから、ほかの項目を削除するというものではありません。
委員	今の説明で、かなりきちんと理解できたかなと思うのですが、そうすると、この個人情報登録票の一番左の列に書いてある、「個人情報の記録の内容」とい

	<p>う文言と今の御説明が、ちょっとフィットしていないのではないかなということは、指摘させていただければと思っております。要は、この記載ですと、今、私は40ページを見ているので、この保育所補助等というシステムなのか、その中にこれらの情報が打ち込んであるようなデータベースを使って業務を進めているのだらうと読みましたが、今の御説明ですと、データベースに入っているかどうかではなくて、この業務に必要な個人情報ということ定義している過ぎないというお話となると、記録の内容という言い方に、ちょっと齟齬があるのではないかというところがあります。</p> <p>いずれにせよ、今、御説明いただいた形が、よりスマートというか、あるべき形だと思いますので、必要としている情報はこれなのだということ明確に、ぶれなく分かるような形に、帳票の見直し、説明の仕方というところをチューニングしていただければと思います。内容についてはよく理解出来ました。</p>
委員	<p>今の御指摘は、この40ページを見ながら説明しますと、実際に、このシステムの中に格納されている情報は、ここに列記されているものということで、これは明確です。ですから、その業務をするために必要な情報の列記ではなくて、あくまでここはコンピューターの用語で言えば、レコードとしてはこういうレコードが入っているというところでは、</p> <p>それから委員が御指摘の、個人番号が分かると、例えば住所などを引っ張ってこれるのではないかというお考えだとすると、それはそもそもそういうものではないです。個人情報を取り扱うシステムは、それぞれに存在していて、その中のこのレコード、例えば私の所にシステムが1個あって、Aさんのところに1個あったとして、この中に私の氏名のレコードがあった場合に、これにひも付くものは、こちらのシステムのどの氏名なのかというのをひも付けるための番号なので、個人番号があったら、例えばこちらのシステムから住所を消してしまっ、毎回毎回、Aさんのシステムに聞きに行けばいいではないかというシステムでは、日本のマイナンバーはそういうものではないです。</p> <p>個人情報を集約するものではなくて、分散されている個人情報の同じレコードをひも付けるために振った番号なので、このシステムに必要な個人情報は、このシステムが保持しなければいけなくて、それを他の業務と突き合わせる際に、ほかのシステムの同一人物のレコードと突き合わせるために使う番号が個人番号ですので、個人番号を聞けば、それによって個人情報は必要最低限という名の下に消していけるものではないです。</p> <p>ただ、もちろんそのようにするという考え方もあったと思いますが、日本ではやはり個人番号が分かってしまったら、個人情報が全部、問合せができてしまうということは、むしろやめましょうという判断の下に、個人番号によって個人情報は問い合わせられないというシステムになっているのだと思います。</p>
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	諮問第15号と第16号について確認させていただきます。外部委託が今回行われるということで、その委託先との情報のやり取りが、文書と磁気媒体という形で書かれておりますが、これはどういった形でそれぞれ受け渡しを行う予定なのか、教えていただけますか。
産業振興センター 事業担当課長	この文書については受渡簿を作成し、その受渡簿とともに文書をお渡しするというような形になります。受渡簿等については、しっかりと受け取ったとい

	う受領を確認するサイン等をしてもらうような形になります。磁気媒体についても、例えばUSB等を想定しておりますので、これについても同様な形でやり取りをさせていただきたいと考えております。
委員	物理的に紙媒体とUSBを、それぞれ持ち歩くという感じになるのですか。委託先の事業所に区の職員が持っていくという形になるのか、それとも委託先の人たちが取りに来るといった形になるのか、その辺のイメージは既に付いていらっしゃるのでしょうか。
産業振興センター 事業担当課長	必ずしも1つの、どちらかということには、今のところ限定はしておりませんので、そのようなやり取りをする場合には、しっかりと受け渡しを確認していきたいと考えております。保管の場所等については、令和3年には管理棟ができますので、管理棟ができましたら基本的に管理棟で、情報については管理をしていくという形で考えております。
委員	情報を持ち歩くことが、情報の漏えいや損失に物理的につながっていくので、その辺は気を付けていただきたいと思います。諮問第17号と第18号について1点、個人番号のお話がいろいろと出てきたのですけれども、今回は40ページの「個人情報の記録の内容」の項目に個人番号が入っているのですが、収集する方法としては、区民本人から個人番号を収集するようになるのですか。それとも、私はマイナンバーカードの申請もしていないので、自分の個人番号を知らないのですけれども、そういった方、この制度に対して賛同していない方や手続をしていない方は、個人で自分のマイナンバーを知らない方も多くいらっしゃると思うのですけれども、そういう人たちがこのシステムの中で、どのように取扱いを受けるのか、その辺を確認させてください。
保育課長	御本人から収集するということなのですが、今、おっしゃられたように、私も自分の番号をはっきり分かっていないようなところもありますが、これは別に番号がないと申請ができないというものではないので、特段不利益が生じるものではありません。
委員	41ページの所なのですけれども、先ほど、この制度では無償化に伴って御本人がお金を受け取るのではなくて、施設が受け取るように変わりますという御説明があったかと思うのですが、そうなりますと、この41ページの記録の項目の4の口座情報というのが、なぜここで残っているのか、ちょっとよく分からなくなったのが1つです。 それから、先ほどの個人番号の話を通し返すようで申し訳ないのですが、個人番号は、ほかの情報にひも付ける番号であるということであれば、ここで個人番号を収集して、何とひも付ける必要があるのかというところを、少し教えていただければと思うのですが。
保育課長	まず4番ですが、これは施設でも可能なのですけれども、個人でもどちらでも可能ということなので、あえて削除する必要はないということで、削除していないというものです。
委員	どちらでもいいのですか。
保育課長	それから、今回は個人番号を収集することが法令上可能となったので、入れたということです。
委員	そうすると必要があってではなくて、可能だから収集してみたということになると、必要最低限というのとちょっと変わってきてしまうかと思うのですが。

情報政策課長	<p>マイナンバーの制度のことで、少し御説明したいと思います。マイナンバーカードを持っていても持っていなくても、既に国民の皆さんにマイナンバーは付されていて、番号の通知が届いているはずですが、でも、知らないということもあるかもしれません。</p> <p>マイナンバーを利用することによって、その方の収入等が、今までは必ず税金の証明書を持っていらっしやいか、そういうことが必要だったものが、そういうことを省いて、よそに保管してあるかもしれない収入の状況等を区が調べに行くと、その情報を持ってくることができるといことで、利用者の方にお手間を取らせなくて済むようになったというのが、マイナンバーの制度の利点でもありますので、ここに個人番号を入れて申請する区民の方等の利便性を向上させるという内容です。</p>
保育課長	<p>今までは税証明ですとか、いわゆる税情報の確認は保育課のほうで行っていたのですが、今回、マイナンバーを使うことが可能になったので、これを登録することによって、調べることもできるということ、両方できるようになったということから、今回、追加しているということなんです。</p>
委員	<p>ということは、税情報を御本人が出さなくても、区のほうで調べられますという意味ということよろしいですか。分かりました。</p>
会長	<p>ちょっと時間が押してきましたので、この辺で質問を打ち切りたいと思いますが、よろしいですか。それでは、質問のほうは打ち切らせていただきます。御意見のある方はどうぞ。</p>
委員	<p>報告第9号、諮問第15号と第16号の農福連携事業について、農業と福祉を連携してということ、主管部課名を見ると、区民生活部産業振興センターとなっていますが、内容の文面を見ますと、若者等の就労支援となっています。これに関する主管部課名も、当然ここに入ってこなければまずいのではないかと思います。また障害者団体等に農業体験の機会を提供するということになると、区の得意とする縦割りを多少崩さないに対応できないのではないかと思います。「多目的農園区画」と書いてありますが、農園というのはもともと多目的なのですよ。あえて付ける言葉ではないのかなと思います。</p> <p>人を育てる、ものを育てる、そして金に関わると、そういった内容を踏まえて区民生活部産業振興センターのみで主管部課として対応できるのか、ではなくて、事前に障害者施策担当課は関係すると、十分連携は取った上での諮問ですよとおっしゃるのか、その辺をちょっとお伺いしたい。</p>
会長	<p>質問ですか。</p>
委員	<p>意見として申し上げます。</p>
会長	<p>今のは意見でよろしいですか。質問が若干入っていたような気がするのですが。</p>
委員	<p>すみません。</p>
産業振興センター事業担当課長	<p>まず就労支援部門というのは、農業と就労の両方を1つの部署で担当させていただいております。また、障害者部門と福祉部門等につきましても、連携して進めさせていただいているところです。検討会等も立ち上げて、そちらの中で障害者の担当等についても加わっていただいているところです。</p>
会長	<p>ほかに御意見のある方。</p>
委員	<p>報告第9号、諮問第15号と第16号について、まず意見を述べさせていただきます。</p>

	<p>きたいと思います。新規の外部委託の中で、文書と磁気媒体のやり取りが発生するということで、先ほども話しましたが、情報の漏えいリスクが高まる部分がありますので、そこはしっかりと対応していただいて、区でもよくありました、移動中に文書を紛失してしまったとか、USBをなくしてしまったとかというような事例を発生させないように対応していただきたいということを強く申し上げまして、この諮問については承認とさせていただきます。</p> <p>報告第10号・第11号、諮問第17号・第18号については、個人番号の話題がいろいろありましたけれども、基本的に私は、マイナンバーの制度というのは大変問題がある制度だと認識しておりますが、今回は区民に対してマイナンバーカードを持ってくださいとか、そういう押し付けにもならず、個人番号を表明したくない、知らせたくない、持ちたくないという方にとっても、特に問題はないのかなと受け取りましたので、これについては、反対はいたしません。報告第12号については承認いたしましたということで、意見とさせていただきます。</p>
会長	<p>ほかに御意見のある方。特にないようですので、報告第9号から報告第12号については了承とさせていただきます。諮問第15号から諮問第18号については、このまま決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、報告第13号と諮問第19号から諮問第21号、報告第14号と諮問第22号について、事務局から御説明をお願いいたします。</p>
<p>報告第13号、諮問第19号～第21号 報告第14号、諮問第22号</p>	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	ただいまの御説明について、御質問のある方はどうぞ。
委員	報告第13号の内容の真ん中あたりに特定空家等という定義に4項目ございます。随分漠然としている定義のように見えるのですが、これは誰が決めるのか、そういうおそれのある状態であるというのを誰が決めるのか。そして、客観的な基準みたいなものがあるのか、あるいは目視だけで行ってしまうのか、その点についてお尋ねします。
住宅課長	先ほどの特定空家等について、誰が決めるのかということですが、これは空家等対策協議会の諮問を経て杉並区で決めております。また、基準があるのかということですが、国が作ったガイドラインに基づいて決めております。
委員	もう1つ、その下の個人情報登録のところ、「個人情報の記録の内容に、「資産の状況」等15項目を追加する」とあって、多分47ページのアンダーラインが引いてある15項目かと思うのですが、一番右の「社会活動等の情報」、要するに「職業」とか「勤務先」とか「職歴」とか「役職・地位」、これは必要があるのかなと思うのですが、なぜ加えたかというのを教えていただければと思います。
住宅課長	これは代執行を行ったときの費用を徴収するために追加した項目で、その人が会社に勤めていた場合に、その財産の状況と、どこから徴収するのか等を計画的に考えるために登録するものであります。
委員	それについて資産の状況と収入の状況の項目では不十分とお考えですか。
住宅課長	その人の職業や地位によって徴収できるかどうかを判断するための参考にしようと思ひまして、この部分は載せてあります。

委員	<p>諮問第 21 号についてお尋ねします。記録の項目についてなのですが、収集の仕方によっては、結果的に余り関係なかった人の情報も収集するのではないかという懸念があって、それをお伺いします。というのは、特定空家の代執行の費用を徴収する、つまり請求する先の人というのは、確実に特定できているのでしょうか。それとも、それがやはりできなかつたり、誰が相続人なのか、お金を払う人なのか分からないからこそ、特定空家になっているとか、そういうことはないのでしょうか。</p>
住宅課長	<p>特定空家になる前に、その建物自体の所有者等を調べるので、代執行した場合の費用の徴収については、その所有者にするものになっておりますので、徴収先が分からないということはない状況です。</p>
委員	<p>そうしますと、ここに書かれている「相続人」というのは、確定した相続人なのですね。つまり推定相続人でもないとか、関係者ではないのだけれども、固定資産税は払っていたとか、そういう人ではなくて、確実に個人が特定できていると、そういうことになるのでしょうか。</p>
住宅課長	<p>特定した相続人となっております。</p>
委員	<p>そうしますと、なかなか特定できない場合には代執行そのものがないと。つまり費用の徴収ができるかどうかが不確実なので、執行はできないということもあるのかもしれないし、若しくは、そのためには一生懸命情報を、相続人を戸籍簿から追って行って探しますと、そういったことをするのかどうか、お尋ねします。</p>
住宅課長	<p>所有者が分からない場合には、略式代執行というものがあり、徴収までは行いませんので、この記録票は使用しません。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>ほかに質問等ありますか。</p>
委員	<p>先ほど、農福連携のところで個人情報の登録に性別はないけれども、保育所とか幼稚園とか、そういった部分には性別が必要だということで、事務局のほうからの答弁があったかと思います。今回、地域防災コーディネーターの所を見ると、こちらには性別が入っていて、農福連携の部分はボランティアや参加者の情報登録に関しては、性別が要らないという判断だったかと思うのですが、地域防災コーディネーターの場合は性別が必要になるということで、なぜこちらに関しては性別を必要と考えたのか、というところを伺えたらと思います。</p>
防災課長	<p>災害時に発生する多様なニーズに、よりきめ細かく対応していくためには、女性の視点といったものが必要です。男性と女性では災害時のニーズが異なり、また、過去の事例ですが、避難所運営については男性が中心になりがちなので、女性の地域防災コーディネーターの確保は必要なことから、性別欄も書くということです。</p>
委員	<p>私も本当におっしゃるとおりだと思っていて、農福連携のボランティアと地域防災のボランティアでは、緊急時の対応で、やはり男女という部分が大きく関わってくるのは確かだと思うのですが、最近はLGBTの問題というものもありまして、男女で登録するのはもちろん良いと思うのですが、例えば男女を選ばないといった選択肢を設けることも、ありなのかなと思っております。</p> <p>特にこうしてすぎなみ地域大学の主催で、わざわざ講習を受けていただいて、地域のためにと思っている皆さんがいらっしゃるので、1人でもそういった思</p>

	<p>いを抱いた人が、例えば実際にLGBTの当事者で、嫌な思いをされないほうがいいかなと思いましたので、それは是非、検討いただけたらと思います。</p>
会長	<p>ほかに質問等ありますか。</p>
委員	<p>47 ページの空家対策の件なのですけれども、対象となる個人の範囲という所に「陳情者」という言葉が書かれておりますが、陳情者というのは、あその空家が危ないですよとか、そのようなことを言ってこられる方のことだとすれば、ここで個人情報収集というのは、よく意味が分からないのですけれども、教えてください。</p>
住宅課長	<p>おっしゃられたとおり、近隣にこういう空家があるので、ということをおっしゃられたものをここに載せているものであります。これは、今もやっているシステムの中で、どなたがそういう陳情をしてきたかというのを、後でその人に状況を伝えたりするためにも必要な情報ですので、登録票の中に載せているものであります。</p>
委員	<p>そうすると資産の状況とか健康の状況とか、陳情者のそういったものが必要だとはちょっと思えないのですが、その辺は分けられて考えられているということですか。</p>
住宅課長	<p>そのとおりです。それぞれの目的に応じて情報収集するものでありますので、障害とか心身等の状況については、陳情者の情報ということではなくて、今後代執行を行った場合の費用の徴収をするためのために使う情報であります。</p>
委員	<p>それは分けて考えたほうがいいのではないですか。ここだとどう違うのか、この表からは読み取れない。表の様式のほうが悪いのかしら。要するに、陳情者はどこまでの情報を取られるのか、これでは分からないので、何となく陳情しにくくなるかなとか思うところもありまして。</p>
住宅課長	<p>必要のない情報は集めないで、そういったことにはならないことと、今回の登録票は、空家等対策推進の業務の中で記録する個人情報をトータルして書いているものなので、表現としては書けない状況です。</p>
委員	<p>今のお話は、当審議会に提出される資料のフォーマットに由来するものだと思います。これだけ見ると本当に、陳情者の方がどれぐらいの情報を収集されるのかというのは私たちが判断できないので、 unnecessaryな情報は収集しないという、個人情報の管理のあり方を確認する上で、私たちが確認できない資料というのは、やはり作りの一部問題があるのかなと思うので、是非こういったフォーマットの類は事務局のほうで何かしらの工夫が必要だと思いますし、そういうことをやっていかないと、毎回きつとこういう質問が出て、別々に収集するはずのものが同じ票で書かれているので、区分けができないということになりますので、その点は検討していただきたいと思います。これは意見でした。</p> <p>確認ですけれども、報告第 13 号、諮問第 19 号から第 21 号の空家等対策のほうで、49 ページで外部提供記録票というものがあります。外部提供の相手方ということで警察署、消防署とあるのは、何となく代執行をするときには必要なのかなと思うのですが、「その他地域関係者」というのはどういった方々をイメージしているのか。また、外部提供として個人情報の項目は、「建物の状況」という書き方はされているのですけれども、氏名のほかには、それを特定する情報がこちらに載っていない気がしまして、住所とかが入っていないのですか。ど</p>

	<p>こどこの建物について代執行しますというような情報にもなっていないのかなと思ひまして、まず49ページの2点を確認させてください。</p>
住宅課長	<p>「その他地域関係者」というのは、その地域の町会であったり、学校とか商店会等を考えております。それは普通に工事を行う場合でも同じようなことなのですけれども、建物を壊したりするので、その振動とか騒音とか粉塵等もあって、生活環境に支障を及ぼすことになるかもしれないので、その地域の方の御理解と御協力をお願いしますということで、通知を出すようなことを考えております。住所は、建物の状況の中に、建物の所在、種類、用途、構造、面積、登記簿等が入っているので、この中に入っております。</p>
委員	<p>了解いたしました。できればこういうときに、この「建物の状況」という書き方ではなくて、そういった情報が入っていますというふうに、細かく書いていただいたほうが、私たち審理する側としては余計な質問をしなくて済むかと思ひますので、その辺も改善していただければと思ひます。</p> <p>ちょっと疑問なのですけれども、警察署や消防署に対して、氏名や建物の場所、状況等を伝えるのは分かります。「その他地域関係者」ということで学校、PTA、町会、商店会に代執行を行いますというような事前連絡も、一定は必要なのかなと思ひますのですけれども、ただ、氏名を、警察や消防ではない一般区民に、ここにある建物を代執行するとき、その建物の持ち主は、こういう個人名ですというところまでお伝えしていいのかどうなのかというのは、私としては個人的に疑問が残るのですけれども、代執行する際に現場で法的に表示されるものにも、やはり氏名というのは書かれるのでしょうか。その辺の扱いについて区はどういう認識なのか、教えていただければと思ひます。</p>
住宅課長	<p>地域の方には、特に氏名まではお伝えする予定はありません。公告についても、氏名までは載せておりません。</p>
委員	<p>そこまで行くと警察も消防署も、余り必要ないのではないかと思ひますのですけれども、氏名は必要なのですか。</p>
住宅課長	<p>他の自治体の例を参考にさせていただいているのですが、そのときに、その所有者の氏名等も載せているので、事前の情報として、こういう方ですというのは警察、消防にはお伝えしたいと考えております。</p>
委員	<p>分かりました。もう1つ、外部委託記録票のほうで、48ページですが、今回、「再委託の禁止」と「複写及び複製の禁止」という所に丸が入っていません。これについては、なぜこの2つの項目に丸が入っていないのか、教えていただけますか。</p>
建築課長	<p>一般的に除却を行う場合は、例えば周りに仮設を作ったり、あとは電気だとかガスだとか水道の関係で専門業者に再委託するケースが考えられますので、今回こういった形で是非とも対応したいと考えております。</p>
委員	<p>委託に関わる個人情報の項目ということで、氏名は入っていないで、建物の状況という中には住所とかが含まれているものなので、個人情報としては住所等も入っていますけれども、一定の個人が特定できないかもしれませんが、「複写及び複製の禁止」も、これも禁止せずに、やはり再委託のためには必要だという判断でよろしいのでしょうか。</p>
建築課長	<p>やはり委託先に現状の図面等を配布する場合がありますので、どこを工事するか分からないと、下請の業者もお金が見積もれない部分もありますので、今</p>

	回こういう形で対応したいと考えております。
委員	倒壊のおそれがある建物ということが前提でしたけれども、建物に付随している危なくなった塀とかいろいろありますよね。これは以前にもこの審議会の中で問題として出たことがあったと思ったのですが、こちらの塀みたいなものも含まれるのでしょうか。
住宅課長	建物だけではなく、それに付属する塀等も危険であれば対象にはなると考えております。
委員	47 ページの陳情者の所に戻らせていただくのですが、下の欄の「生活状況等の情報」の所に「要望・苦情の内容」とありますけれども、こちらに陳情者の話を入れ込むことで解決はしないのですか。やはり陳情者をピックアップして、情報を得たいのですか。
住宅課長	ピックアップしてというか、その情報の収集の対象となった方ということで、対象となる個人の範囲の欄に「陳情者」と記載しております。「生活状況等の情報」のところ全てをトータルでということですか。
委員	いえ、違います。要望と苦情の内容ですが、欄としては陳情者が多分そちらを使うと思うのです。その項目をもって陳情者の陳情の内容として、完結はできないということですか。もうちょっと陳情者のバックボーンというのを必要とされているのですか。
住宅課長	この陳情者のところで言えば、要望とか苦情の内容だけになるので、この中に載っているトータルとして、その下のほうにある「扶養関係」等の項目は、特に必要ない情報ですので、そういった項目は収集しません。
委員	ありがとうございました。
委員	<p>私は実際には、恐らく土地収容とかの手続と一緒に考えて、それに倣ってやればいいということだとは思いますが、書き方としては非常に雑な感じがするのです。やはりこの資料は、とても問題があるなど。陳情者の方について、今も幾つか質問がありましたが、備考欄があるわけですから、それを使うとか、その辺を丁寧に、誰に何の情報を提供するのか、誰からどういう情報を取って、誰に提供するのかというのが余りにも不明確だなと思います。</p> <p>左側のページでも、私も余り意識したことはなかったのですが、多分、行政代執行は基本的に外部委託になってしまうのですよね。これは金銭徴収も外部委託なのですか。この後、例えば払う払わないという話があるのではないですか。そうすると、そこも外部委託になる可能性がありますよね。私はその手続はちょっと分からないのですが、どちらにしても第三者に何の情報を与えるのかということが、余りにも明確ではないのです。</p> <p>だから警察と消防に、どこまで本当に提供するのか、警察署はある程度のものを提供しなくてはいけない、けれども代執行する人は、今言った除却とか修繕をやる人に対しては、余り金銭的な細かいことは言わなくていいですよ。でも、その後金銭徴収の段階になったら、もしかしたら再び外部委託するのであれば、そこではまた必要になってくるとか、そういうものがきちんと書かれていないので、とてもアバウトな感じがするのです。なので、ほかの手続に倣えば、ちゃんとやっていただけるだろうなということはあるのです。ただ、一応書きぶりは、もうちょっと丁寧なほうがいいのかなという気はしました。</p>
住宅課長	先ほどの話で、徴収するに当たっての委託なのですからけれども、現在は差押え

	<p>をして、その換価するところについて、自分たちでやるところまでを考えております。今後、その差し押さえたものが、例えば土地だったりすると、その後公売の手続ということになると思うのですが、公売については確かに外部委託とかいろいろな方法があるので、そのときには適切に、個人情報登録の変更等の手続を取っていきたいと考えております。</p>
情報政策課長	<p>先ほどから、資料について、いろいろ御指摘を頂戴しております。すぐに直せるかどうかは分からないのですが、もう少し皆様方に丁寧にお伝えできるように心掛けてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>今、最後に出てきた、非常にアバウトになっている部分があるので、何については何を、何については何をと、誰が見ても分かるような表示にしたほうがいいのではないかと、委員も言っていましたが、そのように思いますので、その辺を事務局のほうで御検討いただければと思います。ほかに御意見のある方はいますか。</p>
委員	<p>諮問第 22 号ですが、地域防災コーディネーター、このコーディネーターというのは、ものをまとめるとか人をまとめるといふ、そういう意味なのでしょうけれども、国が地域福祉コーディネーターというのを区のほうに落としてきて、杉並区は社会福祉協議会のほうに、その地域福祉コーディネーターを委嘱しているというような形に、今はなっています。学校の運営に関しては、知事の方でコーディネーターという名称を使っている方もいらっしゃいます。そうすると、このコーディネーターという者の名称が非常に分かりにくい。どこを境にして区切っていくのか、例えば地域福祉コーディネーターは、ただし防災を除く等というただし書はないわけですから、当然かぶってくるわけです。</p> <p>それから地域防災コーディネーターの運営連絡会、これは区に置くのか、1つなのか複数なのか、よく分かりませんが、既に杉並区内の小中学校には、全て震災救援所が設置されていますから、その動きとどうリンクするのか、逆にすみ分けをどの所で線引きされるのか、その辺もこれを読むと分かりづらい。その辺、既存の地域の力を、ボランティア活動を活かした取組をしているそれぞれの組織や人と、どう絡ませていくのかということを考えて上で、防災対策のものを諮問なのか、その辺をお伺いしたいと思います。</p> <p>それからもう1つ、杉並区で地域大学主催の、この受講を終えた者が地域防災コーディネーターに自動的になるのか、それともある程度の防災に関する実務経験がある者を使うのか。例えば経験があるなしでは、講演等を聞いていてもピンキリの状態で違ってくる。例えば社会福祉協議会のボランティアセンターの、実務経験を持たれている若い方の話を聞くと、想定外というのは、まずこの人たちの頭にはないのだなというのが、よく分かるような話をされるのですが、このすぎなみ地域大学主催の受講を終えた者は、自動的に経験あるなしにかかわらず、地域防災コーディネーターになっていくのか、登録されていくのか、その点をお伺いしたいのですが。</p>
会長	<p>質問はもう打ち切っているのですが、ただいまの意見というか質問について、何か事務局のほうでありますか。</p>
防災課長	<p>3点ございました。最初の1つ、地域防災コーディネーターは、地域大学を修了すると、自動的になるのかという質問ですが、登録を自分の意思で示した方について、地域防災コーディネーターとして活躍いただくという形になって</p>

	<p>おります。それから2つ目にありました連絡会につきましては、区が設置するものでありまして1つです。最後のコーディネーターという名称につきまして、例えば福祉コーディネーターであるとか教育コーディネーターであるとか、被るのではというお話もありましたけれども、中段に防災のコーディネーターということで、名称の中にも入れさせていただいておりますので、そこは御理解いただければと思います。</p>
会長	<p>ほかに御意見のある方。大分時間を超過しましたので打ち切らせていただきますが、報告第13号及び報告第14号については了承としたいと思います、よろしいでしょうか。</p> <p>次に諮問第19号から諮問第22号は決定としたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、いずれも決定とさせていただきます。長時間に及びましたが、ただいま御審議いただきました諮問事項につきまして、ここで答申をしてまいりたいと思いますので、事務局のほうから答申案文をお配りします。内容を御確認いただきたいと思います。</p>
(答申案文の配布)	
会長	この答申案文で答申とすることでよろしいでしょうか。
(異議なし)	
会長	それでは答申文を担当部長にお渡しします。
(答申文の受領)	
会長	ただいま答申文をお渡しいたしました。本日の議題は以上です。事務局のほうから何かありますでしょうか。
情報政策課長	<p>確定版の会議録の配布につきましては、確定いたしました令和元年度第1回審議会会議録を事務局からお配りいたしますので、お受け取りください。</p> <p>次回の審議会ですが、令和元年10月29日の火曜日14時からを予定しております。場所につきましては同じフロアになりますが、西棟6階、第5・第6会議室の予定です。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
会長	以上で令和元年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了とさせていただきます。御協力ありがとうございました。